

(仮称) 協働のまちづくり基本条例素案について

1. 条例改正の目的

- 市民がまちづくりに関心を持ち、主体的に取り組むことの推進を図るため。
- 地域づくり協議会を中心としたまちづくりを推進するとともに、人材の確保と育成を図り、地域活動が持続可能なものとするため。

2. 条例改正の背景とポイント

- 人口減少、少子高齢化が進む中で、**高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加**により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、**時代の変化に対応しきれない地域**が増えてきています。
- 地域づくり協議会**の役割を地域の課題解決と魅力向上に努める、地域における課題を調査把握し計画の策定に努めると規定します。
 - ・**地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげるもの**とします。
- 自治会の役割を区域の課題解決と地域づくり協議会が行う活動への理解、協力に努めると規定します。
- 市民が**主体的にまちづくりに取り組む**ことを市民自治と規定します。
- 人材の確保と育成のため、主体的な活動、透明性の高い運営、子ども、若者、女性の参加、参画の拡大に取り組むと規定します。

3. 条文規定の主な内容

【前文】

- 人口の減少や高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になる地域が増えてきていることから、**地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に参加できる環境を整える**必要があります。
- 「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、**一人でも多く地域活動に携わる**ことで、人と人とのつながりに喜びを感じられるような元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指します。

【目的】

市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民の責務及び市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者の役割並びに相互の関係を明らかにしてその推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与するものとします。

【定義】

「まちづくり」、「市民自治」、「協働」、「市民」、「自治会」、「地域づくり協議会」、「市民活動団体」など、この条例で用いる用語の意義を規定します。

【基本理念】

基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとします。

- ・市民活動に関心を持ち主体的に参加すること。
- ・互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること。
- ・互いに協働して取組むこと。

【市の責務】

基本的、総合的な施策を実施するものとします。

【市民の役割】

地域社会の課題に対し主体的に取り組むよう努めるものとします。

自治会、地域づくり協議会、市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加協力するよう努めるものとします。

【自治会の役割】

自治会区域での活動を基本とします。

地域づくり協議会の活動への理解と協力を努めるものとします。

【地域づくり協議会の役割】

地域における課題の解決と地域の魅力の向上に努めるものとします。

地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容を定めた地域の計画の策定に努めるものとします。

【市民活動団体の役割】

活動分野における知識や専門性を生かし、市民活動の推進に努めるものとします。

【事業者の役割】

社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めるものとします。

従業員が地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

【市の施策】

市民自治の意識の醸成、啓発に関すること。

相談窓口の充実、活動機会の提供に関すること。

人材育成、財政支援、活動拠点の支援に関すること。

【人材の確保と育成】

自治会、地域づくり協議会、市民活動団体は人材の確保と育成のため、以下のことに取組むものとします。

- ・自主的、主体的に活動を推進するものとします。
- ・透明性の高い運営を行うものとします。
- ・子ども、若者、女性の参加、参画の拡大に取り組むものとします。